

公 示 書

仙台管区気象台（仙台第3合同庁舎内）において、自動販売機（食品）の設置営業を希望する業者の公募を次のとおり公示する。

令和 3年 10月 1日

仙台管区気象台長 千葉 剛輝

1. 事項

- (1) 件 名 仙台管区気象台（仙台第3合同庁舎内）における自動販売機（食品）の設置営業
- (2) 募集者数 1者

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のア～カの項目に該当しない者であること。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。
- (3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (6) 「5. 公募説明会」に参加した者であること。

3. 担当部局

宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号
仙台管区気象台 総務部総務課 厚生係（仙台第3合同庁舎3階）
電話 022（297）8117（直通）

4. 応募申込（企画提案書様式及び仕様書の交付）

受付日時： 公示の日から令和3年10月20日（水）17時まで

公募参加： 公募に参加する者は、担当部局へ電話申込を行い、郵送により企画提案書及び仕様書を受領すること。

なお、公募内容、仕様等に関する質問については、担当部局へ電話又は

電子メールにより行うこと。

5. 企画提案書等の提出

受付日時： 令和3年10月25日（月）から

提出期限： 令和3年11月9日（火）

場 所： 担当部局へ郵送すること。

6. 企画提案書の無効

本公示書に示した内容に適合しない者の企画提案書は無効とする。

以上